

答 申 情 第 1 7 6 号
令 和 6 年 3 月 2 2 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年4月21日付け都住管第144号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

「歳入金を収入しようとする場合」以外の手続を説明した文書の不存在による非公開決定事案（諮問情第232号）

1 審査会の結論

処分庁が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和2年12月2日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「京都市都市計画局住宅室住宅管理課において、京都市会計規則（以下「会計規則」という。）第27条第1項本文の「歳入金を収入しようとする場合」以外の手続きを説明した文書」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。
- (2) 処分庁は、本件請求に対して、住宅管理課において「歳入金を収入しようとする場合」以外の事務に係る公文書が存在しないため不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和2年12月22日付けで、その旨及びその理由を審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和3年3月22日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求について

会計規則第27条第1項には、「歳入金を収入しようとする場合において、納入の通知をするときは、納入通知書又は別に規則で定める納入の通知書を発しなければならない。」と定められているが、「歳入金を収入しようとする場合」以外の手続きを説明した文書について条例第6条第1項に基づき公文書公開請求が行われた。

(2) 審査請求人による本件審査請求の理由について

審査請求人の審査請求理由としては、審査請求人が市営住宅に居住しており、市営住宅使用料を納入通知書兼領収書により支払ってきたが、納入通知書兼領収書が送付されなかったため、歳入金を収入しない場合について説明した文書が存在するという主張であると解される。

(3) 本件処分の妥当性及びその理由について

処分庁が取り扱う歳入金は、会計規則第27条第1項に基づいて事務処理を行っている。また、処分庁が行う市営住宅使用料に係る事務において収入できるものを歳入金として取り扱わないことは想定されず、それらの手続について説明した文書は作成も取得もしていない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 歳入徴収者は、歳入金が存在するならば、先ず会計規則第27条第1項本文に基づき納入通知書を発しななければならないと言える。
- (2) 審査請求人は令和2年7月分の市営住宅使用料納入書が届かないため郵送手続を催促したところ、郵送しない決定（以下「市営住宅使用料納入書発行停止決定処分」という。）をしたので郵送しないと回答を得た。

そうすると、「会計規則第27条第1項本文の歳入金を収入しようとする場合以外の手続きを説明した文書」つまり、歳入金を収入しない場合について説明した文書が存在しない限り、市営住宅使用料納入書発行停止決定処分が会計規則第27条違反となることが明らかであるから、当該処分を適法とすべき何らかのルールを明示した公文書が存在しなければならない。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

- (1) 本件請求に係る公文書について

本件請求は、処分庁において歳入金を収入しない場合について説明した公文書を求めたものである。

- (2) 本件処分について

ア 処分庁は、市営住宅使用料に係る事務において収入できるものを歳入金として取り扱わないことは想定されず、そのような手続について説明した文書は作成も取得もしていないと主張する。

イ 一方、審査請求人は、市営住宅使用料の納入通知書を発行しなかったことが適法であるならば、歳入金を収入しない場合を説明した文書があるはずだと主張する。

ウ 当審査会から諮問庁に対し、市営住宅の使用料の取扱いについて確認したところ、適正に入居している者がいる場合には使用料としての歳入とするが、不正に入居していると判断した者に対しては使用料の請求を行わず即時退去を求めるとのことであり、使用料として収入できるものを歳入金として取り扱わないことはありえないとの説明があった。

当審査会としては、使用料として収入できるものを歳入金として取り扱わないことは想定されず、請求に係る文書は作成も取得もしていないとの処分庁の主張に特段不合理な点はないと判断する。

- (3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和3年 4月21日 諮問

5月25日 諮問庁からの弁明書の提出

令和5年11月21日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和5年度第7回会議）

12月22日 審議（令和5年度第8回会議）

令和6年 1月23日 審議（令和5年度第9回会議）

2月22日 審議（令和5年度第10回会議）

3月22日 審議（令和5年度第11回会議）

※ 京都市情報公開・個人情報保護審査会条例第10条第2項に基づく提出書類等の閲覧について審査請求人から申立てがあったが、対象となる提出書類等はなかった。

※ 審査請求人は、京都市情報公開・個人情報保護審査会条例第9条第1項に基づき口頭での意見陳述を希望したので、その機会を2度設けたが、いずれも出席がなかった。また、口頭意見陳述の出席が難しい場合には、出席に替えて書面による意見の提出も可能である旨を当審査会から提案したが、書面による意見の提出も期限までになかった。当審査会は、本件審査請求について審査請求人の口頭による意見陳述を経なくても十分な審議が可能であると判断し、実施しないこととした。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 毛利 透）